

2021 February

2

No.852

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 社会保険手続きは電子申請でカンタンに..... 2
- ・ 電子申請のご利用方法 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りいたします..... 4
- ・ 「医療費のお知らせ」をお送りしています 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内..... 6
- ・ 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります..... 7

- ・ 年金相談窓口開設等..... 8
- ・ 年金事務所の自動音声案内..... 8

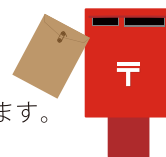
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆さまへ

社会保険手続きは 電子申請でカンタンに!

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、**いつでも・どこでも**手続きができます。

また、申請するために移動したり郵送するの必要が無いので、書面や CD・DVD で行う申請に比べて、**コストが掛からない**などのメリットがあります。皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。



電子申請のメリット

- 24時間365日、いつでも申請が可能です。
- 年金事務所に行かなくても、職場や出先などから申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- 保険証は紙で申請されるより**3～4日早く届きます**。

令和2年4月から、 さらに電子申請が利用しやすくなりました!

これまで

電子申請するためには
電子証明書が必ず必要



令和2年4月から

無料で取得可能な ID・パスワード (G ビズ ID) で
電子証明書がなくても電子申請が可能に!



ジー・ビズ・アイディー
電子申請にご利用頂ける「**G ビズ ID**」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

- 「G ビズ ID」で ID とパスワードを取得すれば、電子申請が簡単に!
- アカウント (ID・パスワード) の取得は、無料でできます。

<https://gbiz-id.go.jp>



日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

日本年金機構 電子申請

検索

..... 電子申請のご利用方法

STEP1 「G Biz ID」のアカウント取得

- 1 G Biz ID のホームページから「gBizID プライム作成」ボタンを押下して申請書を作成・ダウンロード
※「G Biz ID」の詳細内容、手続きは G Biz ID ホームページをご覧ください。
- 2 作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」に送付
- 3 申請が承認されるとメールが到着（審査に 2 週間程度必要となります。）
- 4 メールに記載された URL をクリックしてパスワードを設定
- 5 手続き完了！



STEP2 申請データ(CSV)の作成

「届書作成プログラム」で申請データを作成します。

「届書作成プログラム」は、申請データを簡単に作成・申請できるプログラムです。

日本年金機構のホームページから[無料でダウンロード](#)できます。

※自社システムや労務管理ソフトで申請データを作成した場合は、申請データ(CSV)が正しく作成されているか届書作成プログラム内の「仕様チェック」を実施してください。

STEP3 届書作成プログラムから申請！

作成した申請データ(CSV)を電子申請します。

「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム」から電子申請を行います。



2020年4月から 特定の法人について 電子申請の義務化 が始まりました。

※特定の法人とは…

- ・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が 1 億円を超える法人
- ・相互会社 ・投資法人 ・特定目的会社 ※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル (日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)

0570-007-123 ➡ [2 番]をお選びください
(ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913 ➡ [2 番]をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日 / 8:30～19:00

第 2 土曜日 / 9:30～16:00

※祝日(第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日～1 月 3 日は
ご利用いただけません。

ご提出にあたりご不明な点は「**電子申請相談チャット**」へ！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを**令和 2 年 10 月より開設しています**。24 時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

※日本年金機構ホームページでは、電子申請の具体的な利用方法、電子申請に関する Q & A や、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和 3 年 2 月分保険料の納付期限は**令和 3 年 3 月 31 日(水)**です。

ジェネリック医薬品へ切り替えのきっかけに 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」 をお送りいたします。

お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、「ジェネリック医薬品軽減額通知」を2月頃に送付いたします。今後、お薬を選ぶ際のご参考にしてください。

送付対象 ◆主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

送付先 加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付します。

送付時期 令和3年2月にお送りします。



このお知らせはジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。
ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

ジェネリック医薬品の使用は、皆さまのお薬代の自己負担を軽減させるだけでなく、「インセンティブ制度」の評価指標にも含まれているため、保険料率の引き下げにもつながります。



【インセンティブ制度とは】

協会けんぽの加入者や事業主の皆さまの健康づくりや医療費適正化への取り組みの成果に応じて、インセンティブ(報奨金)が付与され、都道府県ごとの健康保険料率に反映されます。

ご負担いただく保険料に関する重要な制度となっていますので、加入者の皆さまと佐賀支部が協力し、積極的に取り組みましょう。

インセンティブ制度について
詳しくはこちらをご覧ください ▶



指標①	特定健診等の受診率
指標②	特定保健指導の実施率
指標③	特定保健指導対象者の減少率
指標④	要治療者の医療機関受診率
指標⑤	ジェネリック医薬品の使用割合

佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合は
81.3%と、全国9位です。
(全国平均は78.9%令和2年8月時点)
引き続き、積極的な利用をお願いします。



未開封のまま従業員様へお渡しください 「医療費のお知らせ」をお送りしています。

加入者の皆さまに、健康保険や健康に関心をもっていただくためのお知らせです。
事業所様へ従業員様宛の「医療費のお知らせ」をお送りします。

送付対象・・・協会けんぽ加入者の皆さま(被保険者および被扶養者)

送付先・・・事業主の皆さま

対象期間・・・令和元年10月診療分～令和2年9月診療分

送付時期・・・令和3年1月中旬から2月上旬にかけて順次送付



事業主の皆さまへ

「医療費のお知らせ」は受診歴などの大切な個人情報が含まれています。

- 被保険者の皆さまへ開封せずにお渡しください。
- 退職された方の医療費のお知らせが届いた場合には、恐れ入りますが同封の返信用封筒にてご返送ください。

被保険者の皆さまへ

「医療費のお知らせ」の添付により確定申告(医療費控除)の
明細書の記載を省略できます。

- 今回発送分は、令和元年10月診療分～令和2年9月診療分までの医療費情報です。
令和2年10月～12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加してください。

医療費のお知らせへの記載有無	添付書類
記載されている医療費 (主に令和2年1月～令和2年9月診療分)	医療費のお知らせ
記載されていない医療費 (主に令和2年10月～令和2年12月診療分)	医療費控除の明細書 (医療機関等からの領収書に基づいて作成)

医療費のお知らせに関するお問い合わせ先 / レセプトグループ ☎0952-27-0614

※確定申告については管轄の税務署までお問合せください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。
～すべての申請は郵送にてお手続きいただけます。～



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





令和
2
年度

社会保険事務講習会のご案内

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。

地 区	日 時	会 場	地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和3年 1月17日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	令和3年 3月10日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	令和3年 1月18日(月)	武雄市文化会館 (武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	令和3年 3月11日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	令和3年 1月31日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	令和3年 3月12日(金)	武雄市文化会館 (武雄町武雄5538-1)
唐津会場	令和3年 2月 7 日(日)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	唐津会場	令和3年 3月17日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

2月… 事務担当者、事業所にお勤めの従業員の方(配偶者も可)

※特に50歳以上の方にお勧めします

3月… 社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和2年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 (佐賀 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・唐津) 会場 令和 年 月 日 ()	『入社・退職時の手続き』 (佐賀・鳥栖・武雄・唐津) 会場 令和 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

（施行は令和3年1月1日です）

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

<改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得できる**

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
 - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

（注） いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



令和3年3月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 年金事務所 延長相談 19時まで	2 鹿島市役所 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 年金事務所 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 年金事務所 延長相談 19時まで	16 鹿島市役所 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 年金事務所 延長相談 19時まで	30	31			

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらでもご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

県内の年金事務所のお電話は、自動音声でご案内します。音声ガイダンスの内容は下記の通りです。

佐賀年金事務所

TEL 0952-31-4191

唐津年金事務所

TEL 0955-72-5161

武雄年金事務所

TEL 0954-23-0121

自動音声案内に従って番号を押してください

1	年金の請求やお受け取りに関するご相談、相談のご予約	1	一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつながします
		2	提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	「お客様相談室」へおつながします
2	国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	1	国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながします
		2	年金事務所職員にご用の方	「国民年金課」へおつながします
3	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	1	健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながします
		2	年金事務所職員にご用の方	「厚生年金適用調査課」へおつながします
4	健康保険・厚生年金保険料のご相談			「厚生年金徴収課」へおつながします
5	その他のご用件のとき			
0	もう一度メッセージをお聞きになるとき			

ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先が不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。



定年再雇用が定着しているせいか、「65歳になる従業員がいるが、健康保険料と一緒に天引きしている介護保険料はどうすればいいの?」という質問が多く寄せられます。ザックリと言えば、65歳になれば介護保険料は年金から天引きされることになり、給料からは引き去る必要はなくなるので、「社会保険の事務手続き」裏面表紙に掲載している保険料月額表の介護保険非該当欄を参考に引き去り額を決めます。なお、当人には介護保険者から納付書が直接送られます。二重負担にならないようご注意ください。(山)